

自動車総合共済 MAP 改定のご案内

平素は全日本火災共済協同組合連合会の自動車共済をお引きただき誠にありがとうございます。
この度、当会では、令和7年1月1日以降共済始期のご契約より自動車共済の改定を実施致します。
主な改定内容を次のとおりご案内致しますので、ご一読のうえ、改定についてご理解賜りますようお願い致します。
今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

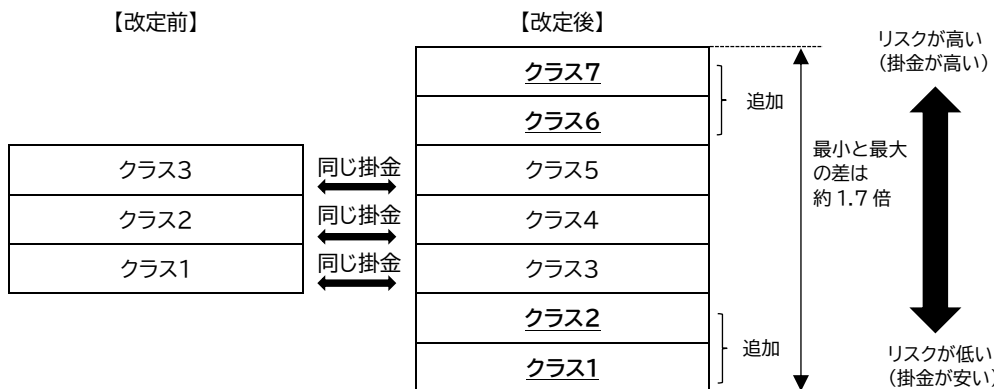
I. 共済掛金に関する改定の内容

1 自家用軽四輪乗用車の型式別料率クラスの改定

昨今の自家用軽四輪乗用車の普及に伴うユーザー層の多様化や、衝突被害軽減ブレーキ(AEB)をはじめとする先進運転支援システム(ADAS)技術の向上による自動車ごとの安全性能の多様化などによって、型式別のリスク実態にも差が見られるようになっております。こうした自家用軽四輪乗用車の多様化に対する型式間のリスク較差を、より適切に共済掛金に反映させるため、自家用軽四輪乗用車の現行のクラス数を3クラスから7クラスに拡大します。

【改定前】				【改定後】			
対人	対物	車両	傷害	対人	対物	車両	傷害
1~3クラス	1~3クラス	1~3クラス	1~3クラス	1~7クラス	1~7クラス	1~7クラス	1~7クラス

※自家用普通乗用車と自家用小型乗用車のクラス数に変更はありません。

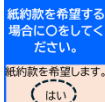


II. その他の改定の内容

1 Web 約款の導入

契約者の利便性の向上のため、また、DX活動やSDGs(Sustainable Development Goals)への取り組みの観点から、Web約款を導入します。約款は全日本火災共済協同組合連合会(以下:日火連)ホームページにてご確認くださいませ。
下記 URL または、二次元コードを読み取っていただき、日火連ホームページからご確認ください。

紙約款の送付を希望する場合は、申込み時に、申込書内選択欄「紙約款を希望します。」下部「はい」に○をお願いいたします。



Web約款はこちらからご覧ください。
日火連ホームページ
(URL: <https://www.nikkaren.or.jp/>)



2 中断証明書の適用要件の一部変更

新契約の締結日が、お車を新たに取得等した日から2か月以内としていましたが、1年以内に変更します。

※このご案内は、令和7年1月1日実施の「自動車総合共済 MAP」の改定概要を記載したものです。ご不明な点は、取扱組合または取扱代理所までお問合せください。

※ご契約の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。

●取扱組合

●取扱代理所

東京都火災共済協同組合

〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18 (東京都中小企業会館2階)

☎ 03(3542)0271 FAX 03(3545)8606

サービスセンター ☎ 03(3524)2181